

提供するサービスの利用料、負担金額について

(指定・予防介護訪問看護)

サービス提供時間数	単位数	介護報酬	利用者負担額		
20 分未満	314 単位/回	3,469 円	1割 347 円	2割 694 円	3割 1041 円
30 分未満	471 単位/回	5,204 円	521 円	1041 円	1,562 円
30 分以上 1 時間未満	823 単位/回	9,094 円	910 円	1,819 円	2,729 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位/回	12,464 円	1,247 円	2,493 円	3,740 円

サービス提供時間数	単位数	介護報酬	利用者負担額		
緊急時訪問看護加算	600 単位/月	6,630円	1 割 633円	2 割 1,326 円	3 割 1,989円
複数名訪問看護加算Ⅰ (30 分未満)	254 単位/回	2,806 円	281 円	562 円	842 円
複数名訪問看護加算Ⅰ (30 分以上)	402 単位/回	4,442 円	445 円	889 円	1,333 円
複数名訪問看護加算Ⅱ (30 分未満)	201 単位/回	2,221 円	223 円	445 円	667 円
複数名訪問看護加算Ⅱ (30 分以上)	317 単位/回	3,502 円	351 円	701 円	1,051 円
特別管理加算Ⅰ	500 単位/回	5,525 円	553 円	1,105 円	1,658 円
特別管理加算Ⅱ	250 単位/回	2,762 円	277 円	553 円	829 円
夜間・早朝の訪問 深夜の訪問	所定の単位に 加算/回	25%加算 50%加算	25%加算 50%加算	25%加算 50%加算	25%加算 50%加算
長時間訪問看護加算	300 単位/回	3,315 円	332 円	663 円	995 円
退院時共同指導加算	600 単位/回	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円

初回加算	300 単位/回	3, 315 円	332 円	663 円	995 円
------	----------	----------	-------	-------	-------

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置づけられた時間数(計画時間数)によるものとします。

なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※負担金額は、介護保険負担割合証に応じて(1割～3割)の算定いたします。

※退院時当日の訪問:「主治医が必要性を認めた場合」訪問看護が可能になります。

※緊急時訪問看護加算は、利用者やその家族からの同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

なお、同意書面は別添のとおりです。(区分支給限度基準額外)1 か月以内に 2 回以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定します。

※複数名訪問加算はⅠ・Ⅱは、利用者やその家族等の同意を得て、次のいずれかに該当する場合、必要に応じて加算します。なお同意は別添のとおりです。

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

※特別管理加算Ⅰ・Ⅱは、厚生労働大臣が認めるところの、特別な管理を要する利用者に対して、1 回/月算定します。(区分支給限度基準額外)

※主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要性がある旨の特別の指示を受けた場合は、その提示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供を行います。

※夜間・早朝・深夜の訪問看護は、夜間(18:00～22:00)・早朝(6:00～8:00)・深夜(22:00～6:00)に訪問看護を行った場合に所定の単位に算定されます。
(夜間・早朝:訪問看護費に 25/100 加算、深夜:50/100 加算)

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算を算定する利用者に対し、1 時間 30 分以上の訪問を行った場合に算定します。

※退院時共同指導加算：入院中・又は入所中（介護老人保健施設）の利用者が退院又は対処するにあたり、主治医・その他職員と在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提出した場合に算定します。（初回加算を算定した場合は算定できません）

※初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者、もしくは初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。（退院時共同指導加算を算定した場合は算定できません）

（３）その他の費用について

①交通費	通常の事業実施地域を超えて行う指定訪問看護事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
②キャンセル料 （訪問予定日当日直前まで連絡のない場合）	1000 円 （ただし健康上の理由がある場合はその限りではない）
③指定訪問看護の提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する、電気・ガス・水道の費用	利用者の別途負担になります。

※ステーションのやむを得ない事情（職員の体調不良・天候・災害・交通事情等）による当日のサービス変更・中止はその都度ご相談させていただきます。

指定・介護予防訪問看護サービスのお見積りについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅介護サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や、利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名: _____

連絡先: 訪問看護ステーション ひびき

電話番号: 0798-78-3922

(2) 提供予定の指定訪問看護

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適応の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1 週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	(有・無) サービス提供 1 回あたり 円
②キャンセル料	上記記載のとおりです
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気ガス水道料金	上記記載のとおりです

(4) 1か月あたりのお支払額(利用料・利用者負担額(介護保険を適応する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払いの目安: _____ 円

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は説明の日から1ヵ月以内とします。